

監査役監査基準

- 監査役監査基準…………… 1
 - 監査役監査基準改定のところ…………… 15
- 監査法規委員会委員長 大川博通氏

社団法人 日本監査役協会

本 部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル13階
Tel 03-5219-6100 Fax 03-5219-6110

関西支部 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-4-16 アクア堂島西館15階
Tel 06-6345-1631 Fax 06-6345-1649

中部支部 〒460-0008 名古屋市中区栄2-1-1 日土地名古屋ビル9階
Tel 052-204-2131 Fax 052-204-2132

<http://www.kansa.or.jp>

社団法人 日本監査役協会

監査役監査基準

社団法人 日本監査役協会
昭和50年3月25日制定
昭和57年7月20日改正
平成5年9月29日改正
平成6年10月31日改正
平成12年1月7日改正
平成14年6月13日改正
平成16年2月12日改正

監査役監査基準の改定について

I 経緯

監査役監査基準は昭和50年3月に制定されて以来、現在まで商法等の改正に併せ、幾度となく改正を重ね、監査役がその職務権限を遂行するための行動基準としてその役割を果たしてきた。しかし、監査役監査の理念の表明と法的に要請される基本的事項が中心であったことから、とりわけこの数年の監査役監査を取り巻く環境の著しい変化に対応し、監査役に期待される職責を果たすための行動基準として十分なものであるか見直しの必要性が指摘され、真剣に議論されるに至った。

一方、法制面では、平成13年の企業統治に関する商法等改正により監査役の機能強化が図られ、平成14年の商法等改正では、大会社について新たな経営機構である委員会等設置会社制度との選択制が導入され、監査体制を含めた企業統治体制（コーポレート・ガバナンス）の質を競う時代に入ることになった。また、金融・資本市場のグローバル化に伴う関係法令・会計基準の改正、連結経営への動

き、度重なる企業の不祥事に対応した取締役の責任に関する司法判断の集積なども急速に進みつつある。

日本監査役協会では、こうした内外の環境変化に対応して、監査役に今日的に期待されている役割と責務を明確にし、その具体的行動指針を示すべく、各委員会・研究会等の成果・意見をも織り込んで、監査役監査基準を見直し、構成も含め全面的な改定を行うこととした。

II 改定の視点

今回の監査役監査基準の改定にあたっては、従前の監査役監査基準の理念・法的要請への対応に留まらず、具体的・体系的実務指針として、内外から評価される監査実務のあり方、責任のとれる監査のあり方を明示することを目指した。さらに、監査役は、独立の立場から取締役の職務執行を監査することにより、企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保・担保することが基本責務であると認識し、良質な企業統治体制の確立と運用を監査役の基本的な監査視点とすることを明示した。

改定の主要な視点は、以下のとおりである。

1. 取締役会その他における意思決定に関しては、取締役の善管注意義務履行の判断基準としていわゆる経営判断の原則が判例で定着しつつあることに鑑み、十分な情報と適切な意思決定過程に基づいた合理的決定がなされているか否かという観点を、監査役監査基準に盛り込むこととした。
2. 取締役個々の職務執行に関しては、いわゆる内部統制システムの確立が特に大規模公開会社の取締役の善管注意義務として認識されつつあることに鑑み、会社の規模・事業内容等に即した適切な内部統制システムが整備されているか否かを監査役監査基準に据えることとし、その規定化を図った。
3. 従来の監査役監査基準においても、不祥事を未然に防止する予防監査、内部統制、会計監査人との関係等の視点は取り入れられていたが、上記2の観点も踏まえ、監査役の職務遂行を補助する体制の整備や内部監査部門等との連携など、監査役の監査環境の整備をより具体的な形で監査の基準として位置づけ、その重要性を一層明確にした。
4. 監査役制度は独任制であるが、機関としての実効性向上のため、監査役会、議長、社外監査役等の機能強化などについて規定した。
5. 企業情報開示の適正性、透明性及び信頼性を確保するため、監査役は会計監査人の独立性を監視し、取締役が財務諸表及び計算書類等を作成するために必要かつ適切な財務報告体制を構築・運用しているかを監視・検証すること等について規定した。
6. 平成13年の企業統治に関する商法等改正において、取締役の責任減免や代

表訴訟における会社の被告取締役側への訴訟参加等において監査役の同意が求められるなど、取締役会社間の利益相反状況における一定の役割が監査役に期待されていることを踏まえ、その規定化を図った。

7. 監査役の監査活動及び監査報告の透明性を高め、かつ、信頼性を確保するため、監査の報告・開示のあり方、株主に対する説明責任について規定した。

Ⅲ 監査役監査の有効性確保にあたって

監査役が本基準に基づきその職責を有効に果たすためには、取締役、とりわけ代表取締役が、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識すること、かつ、自らの職責として監査役監査の環境整備を行うことが強く要請されていることを認識することが、極めて重要である。監査役には、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関として、かかる認識のより一層の浸透に努めることが、会社内はもちろんのこと社会からも強く要請されている。

Ⅳ 本基準の対象会社について

本基準は、商法特例法上の大会社（みなし大会社を含む）を対象とし、主として公開会社を念頭において作成したものである。中会社・小会社の場合には、それぞれの監査環境等に留意し、本基準を参考にして監査を実施することが望ましい。

監査役監査基準

第1章 本基準の目的

（目的）

- 第1条 1. 本基準は、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。
2. 監査役は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の監査環境にも配慮して本基準に則して行動するものとし、監査の実効性の確保に努めなければならない。

第2章 監査役職責と心構え

（監査役職責）

- 第2条 1. 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。
2. 前項の責務を果たすため、監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

（監査役の心構え）

- 第3条 1. 監査役は、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の立場を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。
2. 監査役は、監査品質の向上のため常に自己研鑽に努めなければならない。
3. 監査役は、適正な監査視点の形成のため、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。
4. 監査役は、平素より取締役及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集と監査環境の整備に努めなければならない。
5. 監査役は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、必要に応じて外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。
6. 監査役は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。
7. 監査役は、健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立と運用のために、監査役監査の環境整備が重要かつ必須であることを、代表取締役を含む取締役に理解し認識させるよう努めなければならない。

第3章 監査役及び監査役会

（常勤監査役）

- 第4条 1. 監査役は、常勤の監査役を互選しなければならない。

2. 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築状況及び運用状況を日常的に監視し検証する。
3. 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努めなければならない。

(社外監査役)

- 第5条 1. 社外監査役は、監査体制の中立性及び独立性を一層高めるために法律上その選任が義務付けられていることを自覚しなければならない。
2. 社外監査役は、その独立性、人的影響力等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし又は意見を述べなければならない。
3. 社外監査役も、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して監査環境の整備に努めなければならない。

(監査役会の機能)

- 第6条 1. 監査役会は、監査役全員をもって組織する。
2. 各監査役は、監査役会が監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であることに鑑み、職務の遂行の状況を監査役会に報告するとともに、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努めなければならない。ただし、監査役会の決議が各監査役の権限の行使を妨げるものではない。
3. 監査役会は、必要に応じて取締役及び取締役会に対し監査役会の意見を表

明する。

4. 監査役会は、法律に定める事項のほか、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。
- (監査役会の運営)

第7条 1. 監査役会は定期的に開催し、取締役会の開催日時、各監査役の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めておくことが望ましい。ただし、必要あるときは随時開催するものとする。

2. 監査役会は、監査役会の議長を互選により定める。監査役会の議長は、監査役会を招集し運営するほか、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。
3. 監査役会は、監査に関する方針等を定め、各監査役の報告に基づき審議をし、監査意見を形成する。
4. 監査役会の決議を要する事項については、十分な資料に基づき審議のうえ、決定しなければならない。
5. 監査役は、監査役会議事録に議事の経過の要領及び結果が適切に記載されているかを確かめ、出席した監査役は、これに署名又は記名捺印しなければならない。

(監査役選任手続への関与)

- 第8条 1. 監査役会は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の可否を審議しなければならない。
2. 監査役会は、監査役の候補者、監査役選任議案を決定する手続、補欠監査役の予選の可否等について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつこ

とが望ましい。

3. 監査役会は、必要あると認めたときは、取締役に對し、監査役の選任を株主総会の議題とすることを請求し、又は株主総会に提出する監査役の候補者を提案しなければならない。
4. 監査役は、監査役の独立性に留意し、監査役の選任、解任、辞任、又は不再任について意見をもつに至ったときは、株主総会において意見を表明しなければならない。

(監査役候補者の選定基準)

- 第9条 1. 監査役会は、監査役の常勤・非常勤又は社内・社外の別及びその員数、現任監査役の任期、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮し、監査役候補者の選定に関して一定の方針を定めるものとする。
2. 監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討しなければならない。なお、監査役のうち最低1名は、経理又は財務に関して十分な知見を有する者であることが望ましい。
3. 社外監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、会社との関係、代表取締役その他の取締役や主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを確認するとともに、取締役会及び監査役会等への出席可能性等を検討するものとする。

(監査職務を補助する体制)

- 第10条 1. 監査役は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務遂行を補助する

体制の確保に努めなければならない。

2. 前項の体制確保のため、監査役は、必要あると認めたときは、取締役との間で協議の機会をもたなければならない。
3. 監査役及び監査役会の事務局は、専任の監査役スタッフがあたることが望ましい。
4. 監査役は、監査役スタッフの業務執行者からの独立性の確保に留意する。
- (監査役の報酬)

第11条 1. 各監査役が受けるべき報酬の額について定款の定め又は株主総会の決議がない場合には、監査役は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬の額を定めなければならない。

2. 監査役は、監査役の報酬について意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において意見を述べる。

(監査費用)

- 第12条 1. 監査役会は、職務遂行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましい。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
2. 監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならない。

第4章 業務監査

(取締役の職務執行の監査)

第13条 1. 監査役は、取締役の職務執

行を監査する。

2. 前項の職責を果たすため、監査役は、次の職務を行う。

① 監査役は、取締役会決議その他における取締役の意思決定の状況及び取締役会の監督義務の履行状況を監視し検証する。

② 監査役は、取締役が、内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。

③ 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めたとき、会社に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき、会社の業務に著しく不当な事実を認めたときは、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。

④ 監査役又は監査役会は、取締役から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。

3. 監査役は、前項に定める事項に関し、必要であると認めたときは、取締役会の招集又は取締役の行為の差止めを求めなければならない。

(取締役会等の意思決定の監査)

第14条 1. 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。

① 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと

② 意思決定過程が合理的であること

③ 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと

④ 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと

⑤ 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされていること

2. 前項に関して必要であると認めたときは、監査役は、取締役に対し助言もしくは勧告をし、又は差止めの請求を行わなければならない。

(内部統制システムの整備状況の監査)

第15条 1. 監査役は、取締役が次の諸事項を含む内部統制システムを会社の規模及び事業内容等に照らして適切に構築し運用しているかを監視し検証しなければならない。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令又は定款等に違反しないための法令等遵守体制

② 会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制

③ 財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制

2. 監査役は、内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役から定期的に求めなければならない。

3. 監査役は、前項に定める報告のほか、内部監査部門等との関係及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。

4. 監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、適宜取締役会に報告し、必要であると認めたときは、取締役に対し内部統制システムの改善を助言又は勧告しなければならない。

(競業取引等の監査)

第16条 1. 監査役は、次の取引等につ

いて、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。

① 競業取引及び利益相反取引

② 会社がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む）

③ 子会社もしくは株主との通例的でない取引

④ 自己株式の取得及び処分又は株式失効の手続

2. 前項各号に定める取引等について、社内部門等からの報告又は監査役の監査の結果、取締役の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めたときは、監査役は、必要な措置を講じなければならない。

3. 監査役は、第1項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告しなければならない。

第5章 会計監査

(会計監査人の独立性の監視等)

第17条 1. 監査役は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証する。

2. 監査役は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務遂行の状況等を考慮し、每期検討する。

3. 監査役会は、取締役に対し会計監査人の選任、解任もしくは不再任を株主総会の議題とすることを請求し、又は

会計監査人の選任に関する議案を株主総会へ提出することを請求することができる。

4. 監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、会計監査人に対する監査報酬及び非監査報酬の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。

(財務報告体制の監査)

第18条 1. 監査役は、取締役が財務諸表及び計算書類等の適正な作成及び報告のために、必要かつ適切な財務報告体制を構築し運用しているかを監視し検証しなければならない。

2. 監査役は、会社が財務情報を開示するにあたり、会計監査人のほか担当取締役又は使用人に対しその重要事項について説明を求めるとともに、開示される情報に重要な誤りがなく、かつ、内容が誤解を生ぜしめるものでないかを検証しなければならない。

(会計方針・会計処理等の監査)

第19条 1. 監査役は、会計方針、会計処理の方法等が、会社財産の状況、計算書類等に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。また、必要であると認めたときは、取締役に対し助言又は勧告をしなければならない。

2. 会社が会計方針、会計処理の方法及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、監査役及び監査役会は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう取締役에게求め、その変更の当否についての会計監査人の意見

を徴し、その相当性について判断しなければならない。

(計算書類等の監査)

第20条 1. 監査役会は、取締役から貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案又は損失処理案及び附属明細書を受領する。監査役は、これらの書類を監査し、その方法と結果を監査役会に報告する。

2. 監査役会は、前項の監査結果の報告を受けた後、審議を行い、監査役会としての監査意見を形成する。

3. 第1項の書類等の受領者は、常勤の監査役とすることができる。

(会計監査人からの報告の監査)

第21条 1. 監査役会は、会計監査人から監査報告書及び監査に関する資料を受領する。監査役は、会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査人の監査報告書の調査を行う。

2. 前項において、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、監査役は、自ら監査を行い、相当でないと認めた旨及び理由並びに自ら行った監査の方法の概要又は結果を監査役会に報告する。

3. 監査役会は、第1項又は第2項の監査役の監査結果の報告を受け、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について審議する。

4. 第1項の書類等の受領者は、常勤の監査役とすることができる。

第6章 監査の方法等

(監査計画及び業務の分担)

第22条 1. 監査役会は、内部統制システムの整備状況にも留意のうえ、重要

性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定するものとする。

2. 監査役会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。

3. 監査役会は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。

4. 監査役会は、監査方針及び監査計画を代表取締役及び取締役会に説明する。

5. 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。

(取締役会への出席・意見陳述)

第23条 1. 監査役は、取締役会に出席し、かつ、必要あると認めたときは、意見を述べなければならない。

2. 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めた場合には、これを取締役会に報告しなければならない。

3. 監査役は、取締役会に前項の報告をするため、必要あると認めたときは、取締役会の招集を請求しなければならない。また、請求後、一定期間内に招集の通知が発せられない場合は、自らが招集することができる。

4. 監査役は、取締役会議事録の記載内容を確認し、出席した監査役は、署名又は記名捺印しなければならない。

(重要財産委員会への出席・意見陳述)

第24条 1. 重要財産委員会が設置されているときには、監査役は、重要財産

委員会に出席し、かつ、必要あると認めたときは、意見を述べなければならない。

2. 監査役は、重要財産委員会議事録の記載内容を確認し、出席した監査役は、署名又は記名捺印しなければならない。
(重要な会議等への出席)

第25条 1. 監査役は、取締役会又は重要財産委員会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、常務会その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めたときは、意見を述べなければならない。

2. 前項の会議に出席しない場合には、監査役は、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。

(代表取締役との定期的会合)

第26条 監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

(監査役監査の環境整備)

第27条 監査役及び監査役会は、代表取締役等に対して、次の監査役監査の環境整備を含む諸事項について要請を行い、必要に応じて確認をとるものとする。

① 監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び理解

② 監査役の職務遂行を補助する体制の整備に関する事項

③ 取締役及び使用人が監査役に対して報告すべき事項

④ 内部監査部門等との関係に関する事項

⑤ 内部統制システムの整備に関する事項

⑥ その他、監査役の円滑な監査活動の保障に関する事項

(取締役及び使用人からの報告受領)

第28条 1. 監査役は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、これを直ちに監査役会に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう、取締役に対し求めなければならない。

2. 前項に定める事項のほか、あらかじめ取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監査役は、社内規則の制定その他の社内体制の整備を代表取締役に求めなければならない。

3. 会社に内部通報システムがおかれているときには、監査役は、その情報の受領先に加わるなど、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。

(内部監査部門等との連携)

第29条 1. 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と緊密な関係を保ち、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。

2. 監査役は、内部監査部門等に対して、内部統制システムにかかわる状況とその監査結果の報告を求める。

3. 監査役は、必要に応じ、内部監査部

門等に対して調査を求めることができる。

(文書・情報管理の監査)

第30条 1. 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要あると認めたときは、取締役又は使用人に対しその説明を求め、又は意見を述べなければならない。

2. 監査役は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要あると認めたときは、取締役又は使用人に対し説明を求め、又は意見を述べなければならない。

(企業情報開示体制の監査)

第31条 1. 監査役は、開示される企業情報の透明性と信頼性を確保するために、取締役が適切な情報作成及び情報開示の体制を構築し、明確な情報開示基準を制定し運用しているかを監視し検証しなければならない。

2. 監査役は、継続企業の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、企業の健全性に重大な影響のある事項について、取締役が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分に行っているかを監視し検証しなければならない。

(取締役及び使用人に対する調査等)

第32条 1. 監査役は、取締役及び使用人に対し営業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。

2. 監査役は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するうえでの合理的根拠を求めなければならない。

(会社財産の調査)

第33条 1. 監査役は、重要な会社財産の取得、保有及び処分状況について調査しなければならない。

2. 監査役は、取締役が会社の資産及び負債を適切に管理しているかを調査しなければならない。

3. 監査役は、会社財産の実質価値の把握に努めるよう心掛ける。

(子会社の調査等)

第34条 1. 子会社、連結子会社及び重要な関連会社（本条において「子会社等」という）を有する会社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、監査職務を遂行する。

2. 前項の監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があるとき又は連結計算書類に関する職務を行うため必要があるときは、子会社等に対し営業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。

3. 第1項の監査役は、子会社等に対して営業の報告請求又は調査を行ったときは、その方法及び結果を監査報告書に記載しなければならない。

4. 第1項の監査役は、内部統制システムが企業集団内においても適切に整備されているかに留意して監査職務を遂行するとともに、企業集団全体の監査環境の整備にも努める。

5. 第1項の監査役は、子会社等の監査役等と緊密な関係を保ち、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。

(会計監査人との連携)

第35条 1. 監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な関係を保ち、積極的に意見及び

情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。

2. 監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行わなければならない。

3. 監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。

4. 会計監査人から取締役の職務遂行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を監査役会において受けた場合には、審議のうえ、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。

第7章 株主代表訴訟への対応等

(取締役会社間の訴えの代表)

第36条 監査役は、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対し訴えを提起する場合には、会社を代表しなければならない。

(取締役の責任免除に関する同意)

第37条 1. 監査役会が行う次の同意は、監査役全員の合意により決議しなければならない。

① 取締役会が株主総会に提案しようとしている取締役の責任免除にかかる議案に対する同意

② 取締役会が株主総会に提案しようとしている取締役会決議によって取締役の責任免除をすることができる

旨の定款変更にかかる議案に対する同意

③ 取締役が定款の規定に基づき取締役会に提案しようとしている取締役の責任免除にかかる議案に対する同意

④ 取締役会が株主総会に提案しようとしている社外取締役との間で責任免除の契約をすることができる旨の定款変更にかかる議案に対する同意

2. 前項各号の同意を行うにあたり、監査役は、定款変更にかかる議案に対する同意については定款変更の可否や提案理由の適切さ等を、責任免除にかかる議案に対する同意については免除の理由、監査役が行った調査結果、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部専門家の意見も徴して判断を行うものとする。

3. 第1項各号の同意の可否判断のために行った監査役の調査及び審議の過程と結果については、監査役は、記録を作成し保管するものとする。

(株主代表訴訟の提訴請求の受領)

第38条 1. 監査役は、取締役に対しその責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求を受けた場合には、速やかに他の監査役に通知するとともに、監査役会を招集してその対応を十分に審議のうえ、提訴の可否について判断しなければならない。

2. 前項の提訴の可否判断にあたって、監査役は、被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施しなければならない

ない。

3. 監査役は、第1項の判断結果について、取締役会及び被提訴取締役に対して通知する。なお、当該判断結果の提訴請求株主への通知の可否及び通知する場合の内容については、外部専門家の意見を徴したうえ、監査役会における審議を経て判断する。

4. 監査役は、提訴の可否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。

(補助参加の同意)

第39条 1. 株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加することに対する監査役会の同意は、監査役全員の合意による決議を必要とする。

2. 前項の補助参加への同意の可否判断にあたって、監査役会は、代表取締役及び被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査役は、補助参加への同意の可否判断の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。

(訴訟上の和解)

第40条 1. 監査役は、株主代表訴訟について原告株主と被告取締役との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告が裁判所からなされた場合には、速やかに監査役会等においてその対応を十分に審議し、和解に異議を述べるかどうかを判断しなければならない。

2. 前項の訴訟上の和解の可否判断にあたって、監査役は、代表取締役及び被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に

応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査役は、訴訟上の和解の可否判断の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。

第8章 監査の報告

(監査内容等の報告・説明)

第41条 監査役は、監査活動及び監査結果に対する透明性及び信頼性を確保するため、自らの職務遂行の状況や監査の内容を必要に応じて説明することが監査役の重要な責務であることを、自覚しなければならない。

(監査調書の作成)

第42条 監査役は、監査調書を作成しておかなければならない。当該監査調書には、監査役が実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。

(代表取締役及び取締役会への報告)

第43条 1. 監査役及び監査役会は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。

2. 監査役及び監査役会は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表取締役及び取締役会に報告し、必要あると認めたときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。

(監査報告書の作成・提出)

第44条 1. 監査役会は、各監査役から業務監査及び会計監査についての報告を受け、審議のうえ、正確かつ明瞭に監査報告書を作成しなければならない。

2. 監査役会は、取締役から営業報告書

その他の書類を受領するにあたり、法定記載事項のほか、開示すべき事項が適切に記載されているかを確かめ、必要に応じ取締役に対し説明を求め、又は意見を述べなければならない。

3. 監査役会は、監査報告書を作成するにあたり、取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、第31条第2項に掲げる事項にも留意のうえ、監査役会として監査報告書に記載すべき事項があるかを検討する。なお、異なる意見がある場合には、その監査役の意見を記載しなければならない。

4. 監査役は、監査役会の監査報告書に作成年月日及び常勤の監査役にあつてはその旨を付し、署名押印しなければならない。

5. 監査役会は、前項の監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

6. 大会社である有価証券報告書提出会社については、監査役会は、連結計算書類に係る監査報告書を作成しなければならない。

(株主総会への報告・説明等)

第45条 1. 監査役は、株主総会に提出される議案及び書類について法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査し、当該事実があると認めた場合には、株主総会において意見を報告しなければならない。また、監査役は、監査役の説明責任を果たす観点から、必要に応じて株主総会において自らの意見を述べるものとする。

2. 監査役は、株主総会において株主が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

3. 監査役は、株主総会議事録に議事の要領及びその結果が正確に記載されているかを確かめる。

(附則)

本基準において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本基準において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。

監査役監査基準改定のころ

日本監査役協会監査法規委員会委員長
株式会社巴川製紙所監査役 大川博通

監査法規委員会が平成15年5月以来、約6ヶ月に亘って審議を続けてきた「監査役監査基準改定」委員会案がこの程漸く纏った。本改正案については、去る10月に福岡で開催された全国会議でもたれた「新たな監査役像を求めて」と題するパネルディスカッションを通じ、改定にあたっての視点などを明らかにし、会員の方々の一応の理解を得られたものと思っているが、この機会に本改定審議の経過と本改定にかける思いといったものを述べたいと思う。

平成13年、14年と続いた商法改正に対応して、当委員会はその都度それに対する意見、解説などを公表してきたが、その審議の過程で、監査役が今日的に期待される職責を果たす為には、監査役監査の理念の表明と法的要請への対応を中心とした現行「監査役監査基準」では不十分であり、商法改正が基本的に発していると思われる「コーポレートガバナンスの改革メッセージ」(注1)に応えるべく踏み込んだ行動基準の策定、監査基準の抜本的改定が必要ではないかとの意見から、監査基準改定の検討を本年度委員会活動計画に織り込んでいた。一方協会としても、平成14年商法改正の施行を機に協会活動の基本理念或は方針といったものを再検討審議するべく宮川特別委員会が組成され、その審議結果として6月に出された答申の中に「監査役監査業務の再構築について」として、監査役監査基準の見直しの必要性が、見直しにあたっての8項目(注2)にわたる課題と共に明示され、具体的作業を監査法規委員会に委ねるとの答申が為された。

これ等に対応して監査法規委員会として6月から具体的改定作業に着手したが、改定作業にあたっての基本的方針として、改定基準は、

- ①平成17年度には更に商法改正が行われることが予想されるが、その商法改正が行われた後も、基本的な基準として今後ある程度の期間耐えられるようなものとする。
- ②現行基準がその内容として含んでいる監査役監査の理念と法的要請への対応といったものに留まらず、内外から評価される監査実務のあり方、責任のとれる監査のあり方を明示することを目指し、踏み込んだものとする。その意味で、場合によっては行動規範以上の、行動指針・ガイドライン的なものを含むことを許容すること。しかし基準である以上、監査実施要領・マニュアル的なもの、解説的なものとはしないこと。
- ③具体的・体系的実務指針として分かりやすいものにする。従い構成も現行基準の「総則」「一般基準」「実施基準」とあるのを、「監査役役割の総則」「監査役の法的地位」「監査役職責とそれに対応する行動基準」といったものに変えること。
- ④従来から不毛の議論となりがちな「適法性監査」「妥当性監査」の論争の束縛から解放されたものとする。
- ⑤コーポレートガバナンスに正面から対峙したものとする。
- ⑥経営トップの監査役監査の有用性の認識の重要性とそれに対応した監査役監査環境の整備の重要性を強く訴えるものとする。
- ⑦宮川特別委員会の示した8項目の課題に応えるものとする。
- ⑧米国企業改革法で要請されている監査機構として、我国の監査役制度が認められたが、米国での規制に対応できる基準とすることも視野にいたしたものとする。
- ⑨過去に公表された当協会各委員会・研究会等の成果、意見をも織り込んだものとし、それ等との整合性を考慮すること。
- として審議を開始した。

(注1) 委員会として捉えた「コーポレートガバナンスの改革メッセージ」の基本は“企業経営の目的は「適正な利潤の追求」と「持続的な成長」であるが、その目的を達するためには、企業経営の健全性が確保され、会社に対する社会的信頼の獲得が必須だが、そのことを担保する役割を担うのは経営監督機能であり、業務執行者に対する監視・監督機能の実効性を確保するためには、業務執行者とは立場を異にするガバナンス機構の構築が絶対的に必要である”との理解をしている。

(注2) 宮川特別委員会答申での指摘8項目：

- ①不祥事未然防止のための予防監査のあり方
- ②妥当性監査にどこまで踏み込むか、その判断基準は何か
- ③内部統制システムの構築及び運用への関わり方
- ④外部監査人との新しい関わり方
- ⑤監査役として職業意識の持てる職務設計のあり方
- ⑥責任のとれる監査役の条件
- ⑦社外監査役、社外取締役役に何を期待するのか
- ⑧監査委員の参加により複眼的に監査業務のあり方を見直す

実際に審議を開始したところ、思った以上に難しい作業となった。現行基準のように理念と法律の解釈にともなった行動基準にとどまるのであれば、コンセンサスが得られやすいのであろうが、それを越えたものとなると、各委員の方々の置かれている背景、過去の経験に基づく考え方には隔たりがあり、各人により、项目的にも監査役としての活動基準としての重要性にかなりの温度差があり、規定する範囲を巡り、またその内容について議論は白熱し、時間のかかるものとなった。

作業として、まず上記の基本方針に則った今回の改定趣旨、改定の視点を明

らかにし、それを改定基準の一部として織り込む前文として明示することとし、それに従った構成を決め、後、項目別具体的作業にすすむこととした。前文骨子は既に、10月の全国会議に際し、その試案を提示しているが、改定にあたっての「ここ」は前文に明記した、

「監査役は、独立の立場から取締役の職務執行を監査することにより、企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保・担保することが基本責務であると認識し、良質な企業統治体制の確立運用を監査役の基本的な監査視点とする」という点に凝縮されている。

又、監査役監査の有効性確保のための「思い」は前文最後に述べている

「監査役が本基準に基づきその職責を有効に果たすためには、代表取締役が監査役監査の重要性及び有用性を十分認識すること、且つ自らの職責として監査役監査の環境整備を行うことが強く要請されていることを認識することが、極めて重要である」

につきる。

各条文は読まれての通りであるが、大会社とそれ以外では法的要請も異なり、全ての会社に適合する基準とすることには無理があることから、基準の対象を大会社（それも公開会社を意識した）の監査役に絞らざるを得なかったことをまずご理解いただきたい。

今回の基準改定で、十分に討議が出来ず、十分な形で盛り込まれなかったテーマとしては、一部委員からも指摘があったが、

- ①グループ経営についての監査役に関わりあい方
- ②執行役員制度の問題
- ③監査役の倫理に関する問題
- ④企業の社会的責任（CSR）に関わる問題
- ⑤企業の各ステークホルダーとの関わり合いの問題

等があり、特に①のグループ経営についての視点での基準を明確な形で盛り込

めなかったのは残念に思っている。

しかし、本改定基準に従って監査役が行動する限り、従来から寄せられてきた「見えない監査役」「責任のとらない監査役」の批判に耐えられ、究極的には業務執行を行う取締役を守ることに繋がり、監査役（会）が現在商法の現代化で指摘されている「訴訟委員会」の受け皿にも十分なりうると思っている。

本改定基準はかなり踏み込んだものになったと思っているが、この基準を浸透させ、活きたものとして活用される為には、言うまでもなく監査役自身がこの趣旨を十分理解し意識改革をすることと、基準の内容と意味を経営トップに理解させ、更に社会一般に認知させることが重要と思う。そのためには日本監査役協会自身が監査役活動を通じ企業不祥事を起こさせないとの強い意志を持ち、本基準を浸透させ、監査役の質的向上をはかり、経営執行側に監査役の有用性を認識せしめるべく、その活動を強化し、運営を図る必要があると思っている。

委員会としての最終まとめが終わった時点で、「これで漸くゴールとなるマラソンゲートが見えてきましたね」との発言に対して、専門委員の方から「道半ばではないですか」とつぶやくように鋭く言われたのが強く印象に残っている。

先に述べたとおり、本改定基準策定にあたっては各委員から色々な意見が出たことから、会員の方々から、更に色々なご意見が出てくるのが容易に予想されるが、本委員会案は委員会で長時間かけて熱心に討議・審議されたものであることを是非認識していただき、建設的なご意見が寄せられることを期待している。

協会としては、本委員会案に対する会員各位及び各界からの意見を踏まえ最終協会案が策定されることになると思うが、委員会としては、最終改定基準が確定した時点で、その解説を会員の方々に行い、ご理解を頂くとともに、その英文化、解説書の発刊なども検討したいと思っている。

本基準改定作業・審議にあたっては、超多忙であられる専門委員の尾崎安央

教授、武井一浩弁護士両先生にほとんどの会合にご出席頂き、細部に亘って具体的示唆、ご指導を頂いたが、両先生のご指導とご協力がなければ到底本基準改定は纏らなかったと思っている。両先生のご指導とご高配に対しては心から深謝申し上げるものです。又事務局の新谷清部長の本件にかかる情熱と上遠野恭啓氏の綿密なfollow-upと伊藤智文理事のご指導がなければ矢張り纏りきらなかったと思っており、事務局のご努力に対し、深甚なる敬意を表するものです。